

農業技能実習事業協議会決定第4号

令和7年7月31日

農業職種・作業に係る技能実習生の適正な受入れを行うために講じる措置等

本事業協議会は、主務省庁である出入国在留管理庁及び厚生労働省（又は外国人技能実習機構）（以下「主務省庁等」という。）から農林水産省に提供された情報の活用方法を下記の第1条及び第2条で、本事業協議会が把握した情報を農林水産省を通じて主務省庁に情報提供することを第3条で定める。

記

第1条 事業協議会は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）の主務省庁等から本協議会の事務局である農林水産省に提供された農業職種における改善命令又は技能実習計画の認定取消しを受けた実習実施者の情報を、必要に応じて、実習実施者への指導・助言並びに農業職種における不適正な受入れの防止のための取組及びその周知・啓発に関する協議に活用する。

第2条 事業協議会は、主務省庁等から本協議会の事務局である農林水産省に提供された農業職種・作業における行方不明となった技能実習生の所属する実習実施者の情報を、必要に応じて、実習実施者への指導・助言並びに農業職種における技能実習生の失踪防止のための取組及びその周知・啓発に関する協議に活用する。

第3条 事業協議会は、実習実施者又は監理団体に関する不適正な受入れの情報（疑いがあるものを含む。）を把握した場合は、農林水産省を通じて、主務省庁等に対し、当該情報の提供を行う。

第4条 事業協議会は、第1条又は第2条に基づき提供を受けた情報について、農業職種における技能実習を行う技能実習生の適正な受入れの促進を図ることのみを目的として利用し、法令の規定による場合を除き、その他の目的で利用することや、他者に提供は行わないこと及び提供を受けた情報の機密性の保持を確保するものとする。